

「滋賀県の皮膚疾患に関連する情報の共有による在宅医療の推進に向けた取組」
に関する連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）とマルホ株式会社（以下「乙」という。）とは、滋賀県内における「滋賀県の皮膚疾患に関連する情報の共有による在宅医療の推進に向けた取組」について、相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互に連携・協力を行い、「滋賀県の皮膚疾患に関連する情報の共有による在宅医療の推進に向けた取組」を通じて、県内の在宅医療の推進、多職種連携の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 行政・医療・介護など医療機関(者)間の連携の強化に関する事項
 - (2) 皮膚健康づくりの促進に関する施策を実現するために必要な事項
 - (3) 在宅医のネットワーク活用に関する事項
 - (4) 在宅医療での、皮膚疾患治療の支援に関する事項
- 2 前項の規定による連携・協力の実施時期、実施方法等、具体的な内容については、甲乙間で協議して定めるものとする。
- 3 甲および乙は、本協定に基づく事業が、乙の製品のプロモーション、その他甲と乙との取引関係を獲得し、維持し、またはそれらの見返りとする目的で実施されるものではないことを確認する。

（定期協議）

第3条 甲および乙は、本協定に基づく連携・協力のあり方および相互の役割の明確化その他前条第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、本協定に基づき実施した取組および最新の情報等について、1年間に1回以上、定期的に協議を行うものとする。なお、当該協議に係る会議の日時、場所、具体的テーマ等については、甲乙間で協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲および乙は、本協定に基づく連携・協力事項の検討・実施により知った相手方の秘密および個人情報について、目的外に利用し、または相手方の承諾なしに、第三者に開示、漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲または乙から終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直しおよび解除）

第6条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更または解除を申し出たときは、甲乙間で協議の上、本協定の変更または解除を行うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲および乙は、自己または自己の役員（取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと、および今後も次の各号のいずれにも該当せず、またいずれかに該当する行為を行わないことを表明・保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であること、または反社会的勢力であったこと（ただし、反社会的勢力でなくなってから5年が経過している場合を除く。）
 - (2) 反社会的勢力と密接な関係を有する（反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係をいい、暴力団周辺者や共生者等であること、すなわち、反社会的勢力に協力し、または反社会的勢力を利用する関係にあることを含むがこれらに限られない。）こと、または有していたこと（ただし、当該密接な関係が解消されてから5年が経過している場合を除く。）
 - (3) 反社会的勢力に協力もしくは関与していること、または経営に反社会的勢力が関与していること
 - (4) 相手方当事者に対して、直接または第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動または暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - (5) 直接または第三者を介して、相手方当事者についての風説を流布しまたは相手方当事者に対して偽計もしくは威力を用いて、信用を毀損しまたは業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
 - (6) 反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
- 2 甲および乙は、前項に対する違反が判明した場合、または違反が生じるおそれがある場合は、直ちにその旨を相手方当事者に書面で報告するものとする。
- 3 甲および乙は、相手方当事者が前2項の規定に違反したときは、前条の規定にかかわらず、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本協定を解除することができる。
- 4 前項の規定による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 19 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県健康医療福祉部長

川崎辰巳

乙 大阪市北区中津1丁目5番22号
マルホ株式会社地域連携推進部長

小倉一大